



## 学術の世界における 男女共同参画

放送大学教授  
お茶の水女子大学名誉教授

原 ひろ子

皆様こんにちは。今日はこのような「第1回東北大学男女共同参画シンポジウム」にお招きいただきまして、たいへん光栄に存じております。先程、副総長の馬渡先生からもお話がございましたように、そして今日こちらにご出席の方々も充分ご存知だと思っておりますが、東北大学は日本の旧帝国大学の中で、女性の学生を初めて入学させたということで、有名でいらっしゃるわけです。

本日はまず、第一に女性研究者と研究環境について振り返ってみたいと思います。私のレジメにも書きましたように、大正2年（1913）に東北帝国大学に受け入れられた学生さんは黒田チカ及び丹下ウメという化学の方、そして数学の牧田らくのお三方でした。この中で牧田らくさんは、本日のプログラムの表紙の写真にお姿がありますが、すぐに日本画家と結婚なさり、画家の妻であると同時に非常に知的な活動を日常的に大事になさる、そういう人生をお送りになった方でした。一方、黒田チカさんと丹下ウメさんは化学者として研究業績をあげ、後進の指導に当られました。このご両人についてはいろいろな本などでも記録され、紹介されています。牧田らくさんにつきましては、『日本女性科学者の軌跡を拓く』というドメス出版の本に詳しく記されておりますので、ご覧下さい。それから先年、「少年少女のための科学者への道・実行委員会」というのが結成されました。『科学する心—日本の女性科学者たち』（2001年、中央公論事業出版製作 問い合わせ先：ジャパンエコー社tel：03-5215-7315）という本の編集を私が担当させていただきましたが、その際に丹下ウメ、安井コノ、辻村みちよ、湯浅年子など故人に関しては関係者の方々に書いていただき、ご存命の猿橋勝子、岡崎恒子、柳澤桂子、米沢富美子、石田瑞穂、向井千秋の各氏には、ご自分で、ご自分を語っていただきました。お一人当たり3ページくらいしかないので、非常に短いですが、写真入りでA4版です。

ところで、10数年前までは、国際会議で名札を胸に付けていると、そのJAPANというところを見て、外国人研究者が日本の女性科学者に"Where is your husband?"と、聞かれることがあった。有名な学術雑誌の論文で名前が知られているものの、その人がまさか女性であるとは外国人が思っていなかった。日本人の研究者は全部男性だと思っていた。"Where is your husband?"と聞かれて、"I have no husband"とか、"I am a widow"とか、"I have never married"とか、"My husband is in Japan"とか言う「ハァ？」という顔

をされるので、「実は私の名前はこれです」と言って名札をしっかりと示すと、「アッ!! あなたでしたか。お会いしたいと思っていました。」と言われる。こういうことがしばしばあったのです。同じ学会でも、欧米、東南アジア、インドなどには、女性のその道の研究者がいらっしゃるのだけれど、「まさか日本には女性の研究者はいないだろう」、と思い込まれていた時期が最近まであったのです。「そういう時期に…そういう時代に日本で女性研究者を育てた研究室というのは一体どういうところだったのだろう」というので、「それを紹介しましょう」という話になり本を出版しました。この本では、さらに4人の男性科学者（故人）について関係者に執筆していただきました。

まずオリザニンで有名な鈴木梅太郎。この方は理化学研究所で女性・男性の区別なく後進に研究の機会を提供しました。丹下ウメや黒田チカなどの方々が、第二次世界大戦中とか、戦後しばらく女子高等師範学校や女子大学が大学として文部省から承認される以前に、大学として認められていなかった時期に（日本女子大学という表現でも制度的に大学として認められていなかったのです）、そして一般には実験設備などもあまり十分でないという時に、理化学研究所で、しっかりした研究ができるような場を丹下ウメその他のの方々に提供して、国際的なレベルの研究が可能になるような、自由な雰囲気を提供なされたのでした。これは何も女性だけを大事にしたのではなくて、男性の研究者にとっても自由な雰囲気で研究ができるような研究室で女性の研究者が次々と新しい仕事をなされたということなのです。2人目は、江上不二夫。東京大学から名古屋大学に移られましたが、江上研究室もやはり非常に自由闊達な研究室であった。3人目は京都大学の建築の西山卯三。この研究室も雰囲気がとても良かった。あと4人目の国立遺伝学研究所、木村資生所長はもともと何も女を育てようなんて思っていなかったようです。太田朋子さんが「研究に行きたい」と言ったら、まず「女性なんか来る意味はない」とおっしゃったそうです。けれども、太田朋子さんがくらいついて「こういう研究をしたいのです」と言うと、「ほう、そんなら勝手にやってみろ」と言われた。そこで国立遺伝学研究所に入って、太田さんの素晴らしい研究が次々と実現されたというのです。

この本には4人の男性研究者しか入っていませんが、日本には他にもそういう自由闊達な研究室を運営なさっている研究者が理科系だけでなく、文科系にもおられます。残念ながらそれはどちらかというところと少数派といってもいいかもしれません。そういう研究室に共通な事は「どんな質問をしても恥ずかしいと思わないで済む研究室」ということのようにです。それから次に「やりたいことをやるにはどうすればいいか」を皆で考え、教室の主任の先生も「そうならばこのぐらいの時期に留学した方がいいのではないか」とか「いや、これなら、こういう研究室、こういう会社のどここの実験室にも行ってみたらいいのではないか」とか、若手の人達の発想が生かされる方向へ上手にチャンネルを作ってあげるといふ、そういうふうな雰囲気があるようです。ですから女性研究者が育つだけではなくて、そこでは次々と若手の男性の研究者も伸びていくようです。つまり女性研究者が育つような研究室では男性研究者も非常に創造性の高い研究をなさる可能性があるということで、女性のみのためというのではなくて、「女性の為になることは男女の為になりますよ」と

というのが、今日の私の、お話の結論になると思います。

さて、日本学術会議は2002年3月16日と17日に東京で、そして3月20日に京都でノーベル賞100周年記念国際フォーラム「創造性とは何か」を開催しました。来日された受賞経験者は全員男性でしたが、ノーベル賞の委員会の方として女性も来日されました。その方々も同じように自由闊達な研究室や研究所の運営が重要であるとおっしゃっております。ノーベル化学賞を受賞なさったアメリカ人、フランク・シャーウッド・ローランド博士は、「日本政府は今後50年間に30人ノーベル賞受賞者を輩出したいといっている。そのために研究環境を整えると、言っておるが、もし、そういうこと本当にしたいと思うならば、30人のうちの15人が女性研究者となるような研究環境を整えるのが良い。それが可能になるような教育環境・研究環境および社会環境を整えれば、本当に50年のうちに30人のノーベル賞受賞者が出るでしょう」と、皮肉かも知れませんが、おっしゃっています（『学術の動向』2002年7月号、56頁）。それはどういうことかということ、先程から申していることと重なりますが、女性が育児をしながら、また老人介護もしながら、人間らしく心のゆとりも持ちながら研究ができるという条件が整っている場合には、男の人にとっても、育児や介護ができるようになって、さらにボツとしていた時間にクリエイティブな発想が出てくるとかも、可能なのではないかということなのです。ではそれを具体的に一步一步どういうふうにしていくかについては、結局は学問と教育における男女共同参画を考え長期展望に立っての大きな課題であるなあと感じております。

今日は限られた時間の中で、不十分な資料ですが、見ていきたいと思っております。まず資料1をご覧ください。ご承知の方も多いたと思いますが、これは東北大学の史料館に保存されている文書の写しでございます。先程馬渡副総長がお話になりましたように、東北帝国大学が女子学生3人を受け入れた時、大正2年8月9日に文部省専門学校局松浦鎮次郎局長から東北帝国大学北條時敬総長に宛てた文書を送りました。「あなた方、東北帝国大学の方達は一体何を考えているのか。女性を入学させるなんてことは、前例のないことで、すこぶる重大な事件である。考え直せ」というふうな意味でございますね。私は東北大学を尊敬しています。というのは、この件は沢柳総長の時に発案されて、この北條総長の時にこのことが起こったということですが、文部省のいわゆる「ご指導」があったにも拘わらず、東北帝国大学が入学を許可した女性の学生をきちんと入学させて、教育するという決断をなさったという、「学の独立」を堅持する“ガッツのある態度”に非常に敬意を表しております。私がこの文章に触れることができたのは、東北大学記念資料室（永田英明さん、高橋早苗さんなど）のお蔭でした。私はお茶の水女子大学のジェンダー研究センターに勤めておりました1998年に、女性研究者をとりまく環境の問題についてのプロジェクトを組んでおりました。その節に、特に丹下ウメ、黒田チカ、牧田ラクについて調査をして、東北大学記念資料室に所定の手続きをしてこの文書のコピーを送っていただいたのです。是非仙台にお住まいの方々は何らかの機会にこの文書をご覧になっていただきたいと思っております。

第二は、国際的な流れとの関連でございます。やはり馬渡副総長がおっしゃいましたよ

うな、日本の男女共同参画社会基本法の成立とも関係いたします。まずは、ユネスコが、第二次世界大戦後わりに早い時期から男女共同参画ないしは科学研究における女性の位置付け・女性の役割というようなことについてアジア・太平洋地域、その他の国連の分類による地域別の国際ワークショップを開いてきました。しかし、ユネスコの事務局が系統的に資料を保管しておりません。パリのユネスコ本部でも担当の方に問い合わせしたりしても中々文書を発掘出来ないのです。ヨーロッパなどでどなたかこういう領域をきちんと研究をしていらっしゃる方があれば、その経緯がきちんとわかるはずですが、残念ながら資料が散逸してしまっています。さらに先刻ちょっとご紹介のあった1975年のメキシコでの第1回世界女性会議という国連の会合におきまして、研究者の世界における女性を大事にしなければいけないというようなことが言われておりました。そして丁度その時期に京都大学や名古屋大学の女性研究者の方々が、学内に保育施設を作る活動をしておられまして、それを通じて日本国内での女性研究者のネットワークが出来ていったように思われます。東京では、ちょうど1975年にメキシコ・シティで開催された「第1回世界女性会議」の前後に猿橋勝子さんが「女性科学者に明るい未来を」の会を全国的組織としてお作りになりました。さらに1980年に気象研究所の地球科学研究部長を定年退官なさった際には「猿橋賞」を創設され、毎年主に40歳代の女性研究者にその賞が与えられることになりました。審査員は男女混合で、文化勲章受章者とかの自然科学研究者も含まれています。「女性科学者に明るい未来を」の会の創立に先立ってすでに1958年には「日本女性科学者の会」が全国的に結成されており、シンポジウムの開催を行い、1995年以来、「日本女性科学者の会奨励賞」などを出していらっしゃいます。また最近、女性科学技術者のネットワークが作られ、日本女性技術者フォーラム、筑波工業技術院女性研究者の会、筑波農水省女性研究者の会、女性建築士の会、女性技術士の会、女性薬剤師の会等々の団体がネットワークを作っており、女性科学技術者フォーラムという国際的なイベントも行われています。この後でお話になります小館先生たちが物理科学の領域でのネットワークをお作りになって、情報の交換が行われると同時に、ということが具体的に可能か、という話合いなどを次々と進められるようです。

国際的な流れと国内の動きは多くの場合に連動していると言えます。次に、資料2ですが、国連の一連の女性会議の動きの中で1995年に第4回国連世界女性会議が北京で開催されました。そこで「北京行動綱領」が採択され、日本政府もこれを採択しました。そのパラグラフの75、76、80、83に、女性の教育（g）と訓練とか、政府として何をすべきか等、とるべき行動などが記されています。政府や教育当局及びその他の教育・学術機関がパラグラフ83に教育・学術機関を含めて男女共同参画が推進されなければいけないとしています。それから特にパラグラフ83（g）をご覧くださいますと、特に大学院レベルにおけるジェンダーの研究及び調査を支援・開発し、大学を含む教科課程、教科書及び教材の開発並びに教員の訓練にもそれらを適用すること、それから学生として及び市民生活における成人として両方の面で指導的役割を引き受けるように奨励するために、すべての女性のための指導者訓練及び機会を開発するとあります。これは、指導者訓練が、どちらかと

いうと、男性を対象とするのが当然だと思っているような社会が多いので、わざわざ「女性」と言っているのもあって、何も男性を排除することではないのです。さらに最後のところでは、特に高等教育機関に対して、とりわけ大学院及び研究科の法学社会学及び政治学の教科課程に女性の親権に関する研究を加えるよう、奨励することにより、あらゆる教育段階にジェンダーの側面を組み込む人権教育計画を開発するといっています。このような国連の動きの流れを受けて、先程、馬渡副総長からご紹介がありましたように日本の男女共同参画基本法が1999年6月23日に公布され、即日施行されました。その特徴は、男女どちらの性にも、特定したことなく、社会全体として、どういふことをしなければいけないか、ということの規定している点です。さて、日本で今、「男女共同参画って、これは女のための事だ」とお思いになる方がしばしばありますが、先程からわたくしが申しているように、「男女共同参画は男女のためであり、お国のためでもあります」ということです。それからもう一つは「積極的改善措置」、いわゆるポジティブ・アクションを定義していることです。平成11年でしたか、東北大学で男女共同参画に関する討議が行なわれた時に、女性教官のほとんどが、レセフェールがいいのであって、ポジティブ・アクションを好まないというご意見だったということでした。この点は東北大学だけではなくて、いろいろなところでみられる現象です。

この点に関連して、私どもが女性研究者の在り方及び学術における男女共同参画というジェンダーの視点で分析する研究を行った結果の一部についてお話いたします。例えば100人に1人くらいとか、学会に行けば自分1人だけがマイノリティーの立場であるという状況の場合には、本当にいろいろなご苦労をなさっているようです。しかし、苦労を苦労と思っていたのでは、前に進めないという事例は多く見られます。女性の研究者のみならず外国人、障害者、その他、ある一定の条件で不利な状況にある方々に当てはまる状況です。マジョリティーの中に入ろうとする初期のパイオニアですね。アメリカの黒人運動でもそうかもしれません。女性研究者としてパイオニアの方々は、たとえば大学に女性トイレが無い場合、「女性トイレを作らなければ」といったことにかまけていられない訳です。それよりは学問をやって、「トイレは男の人がいない時にチョロチョロ使おう」とか、そういう中でお勉強や研究をして認められて、しかもいいお仕事ぶりだと認められたという方も多と思います。そういう場合ですね、「女だから出来た」と言われることは、「容認できない」というのも理解できます。「男性か女性に関係なく、私の業績が認められているんです」と言いたいのでしょう。それは心情的には当然でしょう。ところがパイオニアの女性研究者が切り開いたおかげで「女性も研究できるんだ」ということが常識になっている状況の中で若手の女性研究者が参入する時期に到ると「この人は何を研究しているんだろう」というふうに、周りの人が見るようになる。日本の文化人類学の世界では、私のような年代の研究者はその世代に当ります。すると、「大学に女性トイレが無い、女性トイレを作りましょう」とか、「トイレには鏡が必要です、鏡を大学のトイレにつけてください」とか、こういう要望を出すゆとりが出てくるのだと思います。今日でも、例えば船舶工学とか、土木工学といったような領域で、まだ女子学生が本当に少ない領域の場合

には、50年前に文化人類学の分野でみられた状況に今日ある女性の若手研究者がいらっしゃることは不思議ではない訳です。つまり日本国とか東北大学とか一括して論ずる訳にはいかなくて、それぞれの研究分野の中に、どういう文化的・社会的状況があって、「そこを少しでも切り拓いていくには何が必要か」、というふうなことを考えなければいけない。そういう意味で「積極的改善措置」というのは比例割当制（クォータ・システム）と異なるのです。今1%なら1年後に3%にとか、今10%なら1年後に15%にとか。どういうペースでいくかの目標を決めておくことが重要です。もうひとつの問題は研究者の養成が、本当に時間のかかることだという点です。どのような時間の流れの中で、積極的改善措置の目標を設定していくかということが、非常に大切だと思います。詳しくは、男女共同参画社会基本法を一度是非ご覧いただきたいのです。本日のテーマに関心のおありになる方は第3条から第7条迄が基本的な理念でございますので、ご確認ください。それと同時にこの基本法は国、地方公共団体と国民の責務というのを明記しておりまして、例えば大学人であれば、これは国民の責務のひとつとして、これを受け止めるということになると思います。このような流れの中で、2000年に男女共同参画基本計画が策定されました。今日は具体的資料は折り込んでいませんが、その基本計画の中に「男女共同参画を推進する多様な選択を可能にする教育学習の充実」という項目がございまして、教育関係上の意識の啓発とか、それから女性学ジェンダー研究に関する研究調査の充実とか、日本学術会議におけるジェンダーに関する検討などが含まれています。

第三に日本学術会議における動向をお話いたします。日本学術会議第10期（1975年1月—1978年1月）と第12期（1981年1月—1985年7月）に女性科学研究者の地位の向上に関する要望を、2回にわたって決議しております。第10期には、日本学術会議に女性会員はいなかったのですが決議が行なわれた訳です。これは女性研究者を育てていこうという気持ちをお持ちの、男性研究者のリーダーの方々がいらしたので可能になったということと、やはり気象学においての猿橋勝子さんの業績の意義も非常に大きかったと私は理解しております。次に資料3をご覧ください。ようやく第12期に初の女性会員1名が出現しました。猿橋勝子さんです。日本学術会議の定員は210名ですが、第13期3名、第14期も3名で、第15期（1991年7月—1994年7月）は4名になりました。その第15期の1992年5月に「女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言（声明）」が出されたのです。「女性科学研究者に対する期待とその育成・確保の緊急性」と「女性科学研究者の環境改善促進のための提言」という二つの部分で構成されています。そして第2の部分には「①初等教育の段階から継続して、男女の別なく科学的な感性と力量を育成する環境を整えるとともに、男女平等を扱う学習内容を強化する」、とか「②大学および大学院における授業料減免制度、奨学制度あるいは休学・復学等の諸制度について、とくに女性科学研究者育成の観点から見直す」、「③業績を正当に評価し、昇進審査、就職斡旋・採用などの際に性的差別をせず、研究意欲を喪失させない環境を作る」、「④保育・介護サービスの充実に努力すると共に、公的研究・教育機関でも育児休暇・介護休暇等の休業期間の教務の代行を可能とし、ゆとりのある人事体制を整え、また、適切な勤務形態を実現して、研究の継続性を保証す

る」、「⑤科学研究者が旧姓を継続して使用することを保障する」、「⑥女性科学研究者の就職の門戸を拡大するため、女性固有の生活環境に配慮するとともに、関係学術団体等の協力を得て、就職にかかわる情報を広く公開する」、その他の諸項目が列記されています。

公募にすると女性の応募が増える。その時に採用にならなくとも、女性研究者をご存知なかった研究者たちにその業績を見てもらえる。女性だけでなく男性でも、そして外国人でもそうですが、この種の公募の効用というのは大きいというふうに言われつつあります。それから「科学研究費補助金制度等の研究助成制度を特に女性科学研究者の観点から見直す」件です。これはその後もずっと言われてきて、東北大学の今回の提言の中で最後に「非常勤講師」についての文言がありますが、非常勤講師で常勤の職を持っていない場合には、ご承知のように文部科学省の科学研究費の研究者番号が持てません。そのために非常に不利な状況で、平成15年度の申請に際しての変更で応募者の中が少し広がりましたが金額は非常に限られています。東北大学名誉教授で、どこかの非常勤講師になっている先生とは話が違うのです。長年、フルタイム非常勤講師をなさっている方々で、ポテンシャルな研究能力のある方々が就職できないでいる場合を指します。日本学術振興会の研究員になっている時期には、羨ましいくらいの研究費が手に入るのですが、その時期が終わった後の問題も残っています。この問題は女性だけの問題ではありません。しかし女性のフルタイム非常勤講師のことをしっかり考えて対応策を編み出せば、同じような状況にいらっしゃる男性のフルタイム非常勤講師のことも同時に考えるということになるのです。

話は日本学術会議第15期の「提言（声明）」に戻りますが、⑧「雇用形態、評価、処遇などで性的差別を受けた場合の不服申立制度（オンブズマン制度等）を確立する」、⑨「女性科学研究者の実態把握のために資料を整理する」、というこれらの項目は先程ご紹介にありました東北大学の、委員会の提言の内容と重複しています。ということは、第15期日本学術会議の「提言（声明）」が出された平成6年から8年経っている事態はゆっくりしか推移していない。これまでの課題とこれからの課題は、大きく重複しているのです。但し大事なことは、発想が女性科学研究者の環境改善ということから男女共同参画というキーワードに変化している点です。女性科学者を「可哀想だから何とかしてあげよう」というだけではなく、もっと大きい将来展望の下で科学研究の、ないしは日本の学術の充実ないし発展のために何が必要かという方向への発想の転換が可能になっている点が重要なのです。

第15期にこの「声明」を出した日本学術会議でしたが、第16期（1994年7月—1997年7月）には女性会員が島田淳子さんお一人になってしまった。そしていろいろな大事な委員会の役目を島田淳子さんが担われることになったのです。そこで、第15期の会員であった一番ヶ瀬康子さん、安川悦子さんなどが中心となって「島田さんをサポートしなくては」ということで、「女性科学研究者の環境改善に関する懇談会」が1995年1月に発足しました。通称JAICOWS（Japanese Association for the Improvement of Conditions of Women Scientistsの略）とっています。これは第13期以来の元・現日本学術会議会員と元・現研究連絡委員会委員女性有志で構成されています。『女性研究者の可能性を探る』（1996、

JAICOWS編、ドメス出版)が出ていまして、本日、東北大学に寄贈したいと思います。JAICOWSの構成メンバーをもっと広げたらどうか、とか、男性の日本学術会議関係者も含まれるべきだとか、いろいろなご意見がありますが、島田淳子・JAICOWS会長はじめ会として当面は従来のメンバー構成方針で日本学術会議に対する申し入れや、シンポジウムの開催などをしておられます。第16期には、第二常置委員会が第15期の「提言(声明)」に関して、いろいろなことに対応していたのですが、十分な対応ができないということで、第17期(1997年7月—2000年7月)には「女性科学者の環境改善の推進特別委員会」が設置されまして、尾本恵市さんという人類遺伝学の研究者が委員長を、天文学の池内了さんと私が幹事をさせていただきました。そして2000年に「女性科学者の環境改善の具体的措置について」という要望(この要望というのは社会に対して日本学術会議が要望するものです)を内閣総理大臣をはじめ関係官庁や国立大学協会会長など教育機関関係者、そのほか商工会議所会頭等就職先関係者に提出しました。それに加えて「日本学術会議における男女共同参画の推進について」という「声明」を出しました。これは日本学術会議の自己改革の一環として女性会員比率を今後10年間で10%まで高める、というのが大体の内容です。それが、先程、馬渡副総長からのご紹介のあった数値でございます。この特別委員会の原案は10年間で20%だったのですが、運営審議委員会というところで、論議されて10%に減った数値目標を掲げることになったのです。さらにこの「声明」の第2番目の内容が非常に大事です。学術研究団体の登録手続きの書類の様式を改訂して、代表者の性別及び会員役員、会誌編集委員、論文審査委員等の総数並びに男女別数を会員推薦の依頼時に公表するというものです。この点につき日本学術会議会員推薦管理委員会と第18期に日本学術会議(2000年7月—)との間の話し合いの後承認されました。ただしこれらの項目の中の論文審査委員は学会によってはものすごく沢山の審査委員が多数の論文を審査するので、とても数えていられないという実情もありとのことで、論文審査委員の男女比率は削除されています。2002年に行われました第19期日本学術会議会員推薦にかかわる学協会の登録に関しましては、その登録状況に関する分析を、第18期に設置されている「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」においてこれから行う予定となっています。

なお、「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」のワーキング・グループでは研究者の氏名の通称使用、保育問題、非常勤問題、科研費申請における研究者番号の問題、セクシュアルハラスメント問題など、いろいろなテーマを取り扱っていますが、第18期の終りにどういう提言ができるか、目下検討中です。

先程、阿部総長のお許しも得ましたが、この日本学術会議の「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」で、本日の東北大学の第1回東北大学男女共同参画シンポジウムについても報告させていただきたいと思っております。時間が無くなりましたのでこれからの課題については簡単に羅列します：①ジェンダー研究の推進、②初等・中等・高等教育における「かくれたカリキュラム」の除去。(特に進路指導の問題)、③研究者の育成と採用・昇進、④職員の育成と採用・昇進、⑤育児と介護、⑥セクシュアル・ハラスメントの防止、⑦通称(旧姓を含む)使用の選択の自由の保障、⑧非常勤講師の研究環境改善、⑨その他

などです。

ところで今日このシンポジウムを開催なさるにあたって、男女の研究者のお子さんのための保育室が準備されているのでしょうか？用意されていないのですね？男女共同参画について考えるならば、子連れの人、老人介護をしている人の参加をどのように保証するかが課題の一つです。学会を開催する時に保育室を用意するか否かとか、その他の本当に細かいことの積み重ねが環境の整備、環境の改善につながっていく。そして法律とか学則とか、そういうところで、どういうふうに改善していくのかという課題があります。そういうことへの細かい気付きや気配りを深めるために、各大学にジェンダー研究そのものを専門にしている方が二人以上おられると良いと思います。頭で考える人と、身体が先に動く人と両方が組み合わさっているほうがジェンダー研究がより堅実に進むと思います。

旧帝国大学の東北大学で、男女共同参画委員会に全学を挙げて取り組んでおられ、しかもいろいろなテーマでこのような行事をこれからも開催なさるご予定であるということに関して、深い敬意を表しつつ、私の話を終らせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



## 講師紹介

### 原 ひろ子先生

- ・現職および公職：放送大学教授（生活と福祉専攻）、お茶の水女子大学名誉教授、日本学術会議第17期・18期第1部会員、内閣府男女共同参画会議議員など
- ・専門領域：文化人類学、女性学／ジェンダー研究、生活研究
- ・主な著書：「ヘヤー・インディアンとその世界」（1989 平凡社）、「ジェンダー ライブラリ 相関社会科学2」（1994 新世社 共編著）、「アジア・太平洋地域の女性政策と女性学」（1996 新曜社 共編著）、「女性研究者のキャリア形成—研究環境調査のジェンダー分析から」（1999 勁草書房 編著）、「健康とジェンダー」（2000 明石書店 共著編）、「開発と健康—ジェンダーの視点から」（2001 有斐閣 共著編）、「ジェンダー、セックス、セクシュアリティをめぐって」「男女共同参画社会—キーワードはジェンダー」（2001 学術会議叢書3、日本学術協力財団 p11-20）ほか